

芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に係る
調査報告書及びその概要版に対する所見

被害者家族

芦屋市いじめ問題対策審議会による調査報告書について、保護者としての所見を述べます。

「残念」

この言葉に尽きます。

令和5年12月14日に調査報告書が答申され、直後、概要版がホームページにて公表されました。事前に概要版の確認をする時間も与えられないまま市ホームページへの公表が行われ、また事実と異なる内容も含まれており、二次被害が発生したため、一度取り下げを行いました。

その後、芦屋市教育委員会に追記と修正依頼、所見をつけた上での公表をしてほしいというお願いを何度もしましたが、早々に拒否され、訴訟にて公表、所見についての話し合いを行うしか道はありませんでした。

いじめ当初の対応より感じていた、芦屋市教育委員会、学校管理職、教職員による隠蔽体質は変わることなく、裁判においては芦屋市が自ら設置した「いじめ問題対策審議会」が行った調査を、芦屋市が否定し主張してきたことに言葉がありませんでした。

概要版についても修正を行っていただけないまま、このような形での公表に至ったこと、非常に情けなく残念に思います。

最後にいじめが起こって4年半、報告書が答申され約2年半、本当に長い闘いでした。

娘は転校してから素晴らしい先生方に出会い、お友達にも恵まれ救われました。

そのおかげで少しずつ心は回復し、身体に出た影響は残っているものの、今は当たり前の日常を送っております。

転居した後も気にかけて今でも連絡をくださる当時の保護者の方々、娘のお友達、そしてここまで私達家族を応援し協力・サポートをしてくださったの方々、娘だけが苦しんで終わらないようにと矢面に立ち闘い続けてくださった弁護士の先生に心より感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

今後、同じような思いをする子ども、保護者がでないことを切に願っております。

以上

2026年6月8日

調査報告書概要版に対する
被害児童及び同保護者代理人の所見

被害児童及び同保護者代理人

(以下、「被害児童等代理人」という。)

弁護士 森 本 志 磨 子

1. 調査報告書と芦屋市教育委員会の主張の自己矛盾について

本調査報告書は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第14条第3項に基づく附属機関（第三者委員会）が客観的に作成し、芦屋市教育委員会がその内容を確認した公文書である。保護者説明会では、この調査報告書が指摘する問題点につき、そのまま報告していた。しかし、芦屋市教育委員会は、現時点においても以下のとおり責任を回避する考えを表明し続けている。極めて不誠実であるだけでなく、法にも悖る対応であり、厳に改められるべきである。

(1) 組織的対応の欠如に関する矛盾

調査報告書は、小学4年時のいじめ対応が実質的に担任一人で行われており、管理職は若干の支援を行っていたにすぎず、法が求めている組織的対応に沿っていなかったと断じている。これに対し、芦屋市教育委員会は「いじめの対応については怠っていない」と現時点においても法的に主張している。公的調査の結果を無視するものであり、自己矛盾を露呈している。

(2) 重大事態認定の遅滞に関する責任回避

調査報告書は、小学4年の2月時点で重大事態と見なすべきであったとし、約7か月遅延したことを、「認定が遅きに失した」と明記している。

芦屋市教育委員会はこの認定の遅れ自体は認めながらも、現時点においても具体的な対応の不備については否認しており、法第 28 条第 1 項が求める速やかな事実関係を明確化する義務を軽視し続けている。

(3) 指導の有効性に関する虚偽の主張

芦屋市教育委員会は現時点でも「(接近しないよう)指導した」としているが、調査報告書は「単に行動上の制限だけであり、なぜ同じ指導だけ繰り返されたのか」とその指導の在り方そのものを欠陥として指摘している。

2. 「要約版」公表プロセスの不当性と実態隠蔽の指摘

現在公表されている被害児童等代理人作成の調査報告書の要約版は、形式上は被害児童等代理人が作成した体裁となっているが、実際には芦屋市教育委員会により、被害児童及びその保護者の意向に反し、一部削除されている。芦屋市教育委員会が削除の理由として挙げている以下の点は、不当である。

(1) 医学的根拠の抹消

芦屋市教育委員会は「個人情報保護」等を理由に、「カルテ文脈より推認される」等の記述を削除した。しかし、これらは専門家委員が医学的見地からいじめと心身症状の因果関係を裏付けた客観的根拠であり、これを削除することは、被害児童の苦痛の正当な根拠を意図的に不明確にするものである。公表しないことに正当な理由があるとはいえない。

(2) 専門的分析の否定（心理的分析の削除）

芦屋市教育委員会は、加害児童の心理状態やいじめの動機に関する専門的分析について、「加害児童の内面を分析し、推察した内容であり、公開にふさわしくない」「可能性に過ぎない」として一方的に削除した。

しかし、なぜ公開にふさわしくないのかについて具体的な説明はなかった。ここはまさになぜ深刻な被害に至ったのかを解明した核心部分で

ある。これを削除することは、被害の核心部分を非公表とすることに他ならない。これらは被害者側（被害児童及びその保護者）にだけ知らされればよいという内容ではない。他方で、これらを公表したとしても加害児童を特定するには至らない。

公表しないことに正当な理由があるとはいいがたい。

3. 被害実態の過小評価と今後の教訓の喪失

本調査報告書は不備を一部認めているものの、依然として被害児童の苦痛を十分に反映しておらず、不十分である。

(1) 「いじめ」認定範囲の不当な限定

原告が訴える 10 件の行為のうち、認定されたのは 5 件に留まっている。特に、音楽室前での視線やワークスペースへの侵入など、被害児童が被害直後に担任に具体的に訴えており、その発言の信用性は高い上、このことで強い予期不安を感じて心身の不調という具体的被害が生じていたにもかかわらず、これらがいじめ認定から除外されている点は、失当である。

(2) 「謝罪の会」による二次被害への追及不足

本調査報告書は、謝罪の会の問題性を認めつつも、単なる「準備不足」という表現で矮小化している（なお、この点、芦屋市教育委員会は、準備不足であったことを現時点でも認めていない）。

準備不足というだけでなく、謝罪の会の当日に、加害児童の保護者が、被害児童が先に嫌がらせをした、との衝撃的な発言が被害児童になされたことに対し、その場に立ち会った 3 名の教職員が、誰一人として、その発言を制止することも、その問題点を指摘することも、一旦謝罪の場を中断して加害児童側に指導し、被害児童側を心理的にフォローするといった対応すらもせず、何もしなかった。そのような教員らの対応が、被害児童及びその保護者に大きな心理的ダメージと学校不信（二次被害）

を生んだ。

(3) 市教育委員会の介入権限の不行使

芦屋市教育委員会が「30日基準」を杓子定規に適用し、一度も学校に赴かなかつた事実を「働きかけ不足」と甘い評価をしているが、これは法第24条に基づく義務の明確な放棄（不作為）として厳しく指摘されるべきである。

(4) 公表プロセスにおける被害者不在

概要版の公表にあたり、2023年12月22日（金）保護者説明会の1時間前に被害児童等代理人宛にメールで送信してきて、被害児童及びその保護者に十分な確認の機会を与えず、かつ、その内容で当日夜に記者会見を強行し、かつ、翌週月曜日に、その概要版のままで一旦公表した芦屋市教育委員会の態度は、法第23条3項が定める「寄り添った支援」に真っ向から反するものである。

また、被害児童等代理人が、公表された午前中に一旦取下げを申し入れたことで、午後に取り下げられたものの、その後に被害児童等代理人が芦屋市教育委員会に対し、調査報告書からすべて抜粋した概要版を修正・作成してその内容での公表を提案したが、どういう理由で修正に応じられないのかについて個別具体的な説明はなく、一刀両断に一切の修正に応じられないとの回答だけだった。裁判所が調整・仲介することで、ようやく、拒否する理由が個別に示され、被害児童の保護者及び被害児童等代理人弁護士の各所見を付しての公表に至った。

裁判所が調整・仲介するに至るまで、被害児童等代理人が修正を求めた部分に対し個別具体的な理由を示さず一切の修正に応じないという態度も、法第23条3項が定める「寄り添った支援」や文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに反している。

すなわち、芦屋市教育委員会の対応は、「調査結果を公表する場合、公

表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」とする、同ガイドライン（H29.3版、13頁）に違反している（なお、この点、R6.8改訂の同ガイドライン43頁においても、「公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。」と、より具体化して明記されている）。

芦屋市教育委員会は、真摯に反省し、今後は、法第23条3項及び同ガイドラインに沿った対応をすべきである。

4. 結語

芦屋市教育委員会は、第三者委員会からの厳しい指摘を受け、保護者説明会の場ではその指摘を真摯に受け入れたかのような姿勢を見せながら、その後、被害児童及びその保護者に対しては言を翻し、重要な事実を否定し、責任を回避する姿勢を続けている。これは、自ら設置した附属機関の存在意義を否定するものにほかならないばかりか、反省して再発防止を図る態度とはいえない。

芦屋市教育委員会によって削除された専門的な知見や医学的根拠は、被害児童が受けた衝撃と深刻な体調不良についての「真実」そのものである。被害児童及びその保護者の心情を逆なでするような公表プロセスの強行、および修正要望に対する理由なき拒絶は、被害児童及びその保護者にさらなる絶望を与えた。

芦屋市教育委員会がこれら削除箇所に含まれる「真実」と自らの「組織的な過失」を直視し、表面的な謝罪ではなく、被害児童及びその保護者の心身を削った年月に対する真摯な反省を、形に示すことを強く求めたい。

以上